

中長期計画

平成 26 年度～平成 35 年度

平成 26 年 9 月

公益財団法人 おきなわ女性財団

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の目的	
2.	計画期間	
3.	期間の設定	
第2章	男女共同参画の現状と課題	2
1.	行政の取組み	
①	国のアクションプラン（第3次「男女共同参画基本計画」）	
②	第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～	
③	第7次沖縄県行財政改革プラン（平成26年度～平成29年度）	
2.	男女共同参画の必要性	
3.	おきなわ女性財団の今後のあり方（果たすべき役割）	
第3章	財団の歩み	6
1.	設立経緯、目的	
2.	職員構成の推移	
3.	事業内容の推移	
4.	基本財産の推移	
5.	指定管理者制度への対応	
6.	公益財団法人への移行	
第4章	前期計画（平成26年度～平成30年度）	8
1.	嘱託員について	
2.	今後の事業展開	
3.	財源の確保	
①	基本財産の適正な運用	
②	賛助会員の増	
③	有料講座の開催	
4.	ネットワークの強化	
①	各センターとの連携	
②	市町村との連携（出前講座等）	
③	企業や大学等との連携	
④	女性団体との連携の強化	
5.	ているるの指定管理団体としての役割	
6.	活躍する女性の紹介	
第5章	後期計画（平成31年度～平成35年度）	11

公益財団法人おきなわ女性財団 中長期計画

第1章 はじめに

1. 計画策定の目的

男女共同参画社会実現に向けての国、県の方針及び女性財団の現状と課題等をふまえ、今後の財団のあり方とその具体的方策を定める。

2. 計画期間

平成26年度から平成35年度までの10年間とする。

3. 期間の設定

前期・・・平成26年度から平成30年度

後期・・・平成31年度から平成35年度

第2章 男女共同参画の現状と課題

1. 行政の取組み

①国のアクションプラン（第3次「男女共同参画基本計画」）

平成11年に、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行され、2次にわたる基本計画に基づく取組みを実施した。しかし、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っていること、男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことにより、男女共同参画の必要性の認識がひろまらなかったことなどを踏まえ、平成22年12月に実効性のあるアクションプランとして第3次男女共同参画基本計画が策定された。

【施策の位置づけ】

政府一体となって取り組むべき最重要課題

【目指すべき方向】

- ①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

【課題】

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠である。

【計画で改めて強調した視点】

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

【ポジティブ・アクション】

男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよ

う期待する」という目標を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っている。

しかしながら、現状としては日本における女性の社会参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、その差は拡大している。

②第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～

沖縄県では平成5年に、「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」第1次を策定した。その後、平成14年3月には「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」(第2次)、さらに平成19年3月には「沖縄県男女共同参画計画(後期)」第3次を策定し、様々な施策を展開してきた。

こうした中、男女共同参画社会に対する県民の理解は深まりつつあるが、平成22年に実施した「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」によると、社会全体でみた場合の男女の地位の平等感について、平等と回答した割合は16.0%(H12調査14.4%)となっており、10年前と比べて男女平等感はほとんど変化がなかった。

また政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことや配偶者等からの暴力の問題などの課題が存在しており、男女共同参画社会の形成のためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、男女間における暴力の根絶などに向けた取り組みが一層求められている。

このような状況を踏まえ、国の第3次男女共同参画基本計画などを勘案し、沖縄県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すため、平成24年3月に第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～が策定された。

- ・ 計画の期間 : 平成24年度～平成28年度までの5年間
- ・ 計画の基本方向 : すべての県民が、互いに認め支え合い、心豊かな活力のある沖縄の実現を目指す
- ・ 計画の構成 : 施策を家庭、職場、地域及び社会全体の4つの分野に分け、各分野の施策毎に現状と課題を分析し、方向性及び具体的施策を示した。
- ・ 計画の体系 : 「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」抜粋

6 計画の体系

【基本方向】

すべての県民が、互いを認め支え合い、
心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す

目標	施策の方向性	具体的施策
1 家庭における男女 共同参画の実現	1-1 男女が共に家庭生活に 参画するための意識啓発	1 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発
		2 男女平等意識を育てる家庭教育の推進
		3 家庭教育に関する相談体制の充実
	1-2 育児及び介護を支える 環境づくり	4 多様な保育サービス等の充実
		5 介護サービスの整備・充実
		6 地域における子育て・介護支援の充実
		7 子育て・介護に関する相談体制等の充実
	1-3 配偶者等からの暴力 (DV)の根絶	8 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
		9 配偶者等からの暴力の被害者の相談体制の充実
		10 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援
	1-4 生涯を通じた男女の健康 づくりの推進	11 生涯を通じた健康づくりの支援
		12 健康教育及び性教育の推進
		13 妊娠・出産期における女性への健康支援
2 職場における男女 共同参画の実現	2-1 多様な就業を可能にする 環境の整備	14 職業能力発揮に対する支援
		15 再就職希望者に対する支援
		16 起業家を目指す女性への支援
	2-2 雇用の分野における男女 の均等な機会と待遇の確 保	17 男女雇用機会均等法等の広報啓発
		18 労働相談の実施
		19 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進
		20 セクシュアル・ハラスメント対策の促進
	2-3 農林漁業における男女 共同参画の推進	21 女性リーダーの育成
		22 家族経営協定づくりの推進
		23 女性の経営能力向上の支援
	2-4 仕事と生活の調和（ワーク ライフ・バランス）の推進	24 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発
		25 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり
		26 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進
3 地域における男女 共同参画の実現	3-1 地域活動を推進するため の連携・協働	27 地域活動への参画の促進
		28 各種地域団体との連携及びその活動の支援
	3-2 生活上の困難を抱える 人々が安心して暮らせる 環境の整備	29 防災・復興における男女共同参画の推進
		30 高齢者の自立した生活に対する支援
		31 障害のある人の自立支援と生活環境の整備
	3-3 市町村における男女共同 参画の推進	32 ひとり親家庭等の自立支援
4 社会全体における 男女共同参画の実 現	4-1 女性の更なる政策・方針 決定過程への参画の促進	33 市町村における男女共同参画の推進の支援
		34 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大
		35 県の管理職への女性の積極的登用及び職域拡大
	4-2 男女共同参画に関する 意識啓発の推進	36 企業や団体における女性の参画促進
		37 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進
	4-3 男性及び子どもに向けた 意識啓発の推進	38 男女共同参画を推進する学習機会の充実
		39 男性の理解促進・意識啓発
		40 学校教育の充実
	4-4 男女間における暴力の 根絶	41 キャリア教育の推進
		42 教職員研修の実施
		43 男女間における暴力防止についての意識啓発及び環境整備
		44 性犯罪への対策の推進
		46 ストーカー行為等への対策の推進
		47 人身取引の対策の推進

③第7次沖縄県行財政改革プラン（平成26年度～平成29年度）

新沖縄県行財政改革プラン（平成22年～平成25年度）では、「公社等外郭プランの見直し方針」に基づき、公社等から県派遣職員を引き上げ、おきなわ女性財団は3名から1名減の2名となった。

第7次沖縄県行財政改革プラン（平成26年度～平成29年度）においては、県と公社等が適切な役割分担による効率的・効果的な県民サービスの実施が求められている。

基本方針1 21世紀ビジョンを実現する行政連携の確立

具体的な方策(1) 役割分担の明確化及び協働体制の構築

実施項目 公社等外郭団体への県関与の見直し

内容： 公社等外郭団体は、組織・事業等の見直しなどある程度の整理・縮小がなされるなど、運営の合理化が図られてきた。

今後は、短期・中長期的な視野も見据えながら、県と公社等のパートナーシップを再構築する見直しを進める。

2. 男女共同参画の必要性

少子高齢化の進行、経済の低迷による雇用情勢の悪化、単身世帯の増加など、県民生活を取り巻く環境が大きく変化する中、これらに対応し、活力ある沖縄県の実現を目指すためには、性別にかかわらず、県民一人ひとりが互いを尊重し、助け合いながら、個性や能力を十分に発揮し、家庭・職場・地域でいきいきと活躍することができる男女共同参画社会の実現を図ることが必要である。

3. おきなわ女性財団の今後のあり方(果たすべき役割)

おきなわ女性財団は、女性に関わる諸問題の総合的・実践的調査研究、意識啓発、社会活動の促進等を行い、女性の地位向上を図り男女共同参画社会を築いていくことを目的として、広く行政や民間機関・団体の参加を得て設立された。

「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン21～」では、県、市町村、民間団体、事業者、県民がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、互いに連携・協力しながら施策を推進することの重要性が述べられており、おきなわ女性財団は、男女共同参画社会の実現のため、県、市町村をはじめ、関係団体等との連携を今後ますます強化して各種事業を展開していくことが求められている。

第3章 財団の歩み

1. 設立経緯、目的

平成5年12月20日、沖縄県知事を設立者として、財団法人おきなわ女性財団が設立された。

目的： 沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与すること。

2. 職員構成の推移

おきなわ女性財団の事務局は、平成8年度からは専任職員が配置された。平成26年度現在は、常務理事（事務局長兼務）1名、県からの出向職員2名（H10は5名）で、管理及び事業に携わる職員と嘱託員は、5名である（H10は10名）。

相談業務嘱託員は、平成23年度から4名（夜間相談員2、男性相談員2）の増加になり、現在8名が勤務している。

平成10年度 常務理事1名 県出向5名（事務局長1 職員4）
民間出向1名 嘱託員13名（相談員4 図書情報室5 事業4）
計20名

平成26年度 常務理事（事務局長兼務）1名 県出向2名（職員2）
嘱託員13名（相談員8 事業3 日本語指導者派遣2）
計16名

3. 事業内容の推移

平成9年度～18年度の間は、各市町村への講師等派遣事業（6～10回）を実施し、平成19年度からは、主催者からの依頼による自主派遣事業に移行した。

平成8年度～22年度の間は女性学講座、平成12年度～23年度の間はアサーティブネスの連続講座を実施した。平成14年度～平成22年度の間は高校生を対象としたDV対策の出前講座を開催した。（現在は、がじゅまる沖縄の受託事業となっている）その他、平成10年7月には県と共催しアジア太平洋女性フォーラムを開催。平成11年には、「米軍基地から派生する女性に関する諸問題調査事業」で調査報告書をまとめた。

平成26年度現在は、県からの受託事業として、相談業務の他、啓発講座（女性の起業塾、再チャレンジ講座、健康講座等）とDV講座（一般県民、関係機関）等を実施している。また、平成22年度からは自主事業として、地域の女性団体やグループの講座等企画団体に助成金を交付している。

4. 基本財産の推移

財団の設立当初の基本財産は 34,200 千円で、平成 25 年度には 393,547 千円に増加している。その内訳は、主に県・民間から 301,850 千円、市町村から 50,000 千円等となっている。

5. 指定管理者制度への対応

沖縄県男共同参画センター「ているる」は、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、平成 8 年 7 月に供用開始され、おきなわ女性財団は設置当初からその運営に携わってきた。

平成18年4月に、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、おきなわ女性財団が指定管理者となった。

現在は（株）かりゆしエンターテイメントと共同して管理運営団体を結成し、県から指定管理者に指定され、当センターを管理運営している。（第 3 期指定管理者 3 年目）

当センターは男女共同参画社会の実現のために必要であり、おきなわ女性財団は、今後とも管理運営を担っていく必要がある。

6. 公益財団法人への移行

民間非営利活動の活発化を目的として「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が平成 20 年 12 月に施行され、おきなわ女性財団は平成 25 年 4 月 1 日に、財団法人から公益財団法人へ移行した。これにより評議員会が設立され、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本的なルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する機関になり、運営委員会は廃止になった。

現在、おきなわ女性財団の定款では、評議員が 3 名以上～7 名以内、理事が 3 名以上～5 名以内、監事が 2 名以内となっている。

公益財団法人は、総費用の 50 %を公益事業のために使用することになっており、今後一層、財団の運営及び事業の推進において公益性が求められる。

第4章 前期計画（平成26年度～平成30年度）

1. 嘱託員について

おきなわ女性財団においては、「ていする相談室」を設け、女性相談、男性相談を実施している。全県を対象範囲とし、あらゆる相談に対応しているため、相談件数も増加、内容も複雑化しており、より専門性が求められている。しかしながら、相談員の採用にあたっては、経験のある相談員が少ないのが現状である。

専門性のある相談員を確保し、相談員の資質向上をはかるために、今後は独自で相談員の養成講座の開催を検討する必要がある。また、職員をはじめ事業担当の嘱託員についても研修機会の確保等により、専門性の向上を図っていく。

2. 今後の事業展開

県からの委託事業については、従来の事業実施はもちろん、より効果的で必要性の高い事業の実施を提案していく。また公益財団法人として、自らの判断と責任において県民ニーズに適応したサービスを提供できるようにする。

「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」（平成23年2月）では、男女共同参画社会に関する用語の周知度が低いという結果が出ており、啓発のための講座を開催する他、各地域や企業とのタイアップを図り事業を実施していく。

これまで、男女共同参画センター「ていする」は、女性関連施設という思い込みがあって周知度が低い面もあったが、施設の利用率も徐々に向上しており、今後は男女共同参画社会実現のための活動拠点として、各事業の共催等により各団体との連携を図っていく。

3. 財源の確保

①基本財産の適正な運用

公益法人制度改革により、資産運用についても自己責任の下に運用の自由度が高まった。低金利の状況下では、「預金等の流動性資産」や「国債等の公債」では、当概年度に必要な収入を確保することは困難であるので、少しでも運用利回りの良い商品を購入している。

当財団は、393,547千円の基本財産を運用し、現在は2億5千万円を上限（H16は1億円、H18は2億円）に外国債を購入しており、平成16年11月から平成26年2月までの9年余りの間で約5,400万円の運用収益を得ている。

今後は、運用リスクとリターンのバランスの管理やその運用業務を取り巻く環境等（下記①～⑤）に配慮の上、運用の上限額の引き上げにしても検討していく

こととする。

- ①財団運営の中長期安定化に寄与すること
- ②価格変動リスク管理が徹底していること
- ③法令・政省令・公益ガイドライン等と整合すること
- ④会計基準と整合すること
- ⑤資産運用に精通した人材を確保・育成していくこと

また平成 21 年～ 25 年度における収支をみると、平成 22 年度と 23 年度に当期収支差額がマイナスとなっているが、5 年間の平均では 1, 124 千円の黒字である。

平成 25 年度の次期繰越額は 433,396 千円で、これから基本財産 393,547 千円を引いた 39,834 千円が実質的な繰越額になる。

今後は、この繰越金について、当財団の自主事業の中で用途を検討していく必要がある。

②賛助会員の増

賛助会員制度は、財団の発足当初から実施しており、賛助会費収入は財団の自主財源となっている。平成 25 年度は、法人会員 13 件、個人会員 68 件で、347 千円の会費収入があり、講座等企画団体への助成事業や団体からの依頼による講師派遣事業を実施した。

近年、長引く不況と価値観の変化等により、会員の減少に歯止めがきかず、また、長期にわたり継続していた個人会員も減少しており、このままでは自主事業に支障をきたすことが懸念される。

賛助会員へは広報誌の送付、自主事業における会員価格の設定を実施しているが、今後は、会員の要望も把握の上、魅力的な講座を開催し個人会員の入会をよびかける。さらに法人会員を獲得するために、理事長を中心に積極的に企業を訪問する。

組織強化月間を年 2 回設定し、会員数を平成 28 年度には平成 25 年度の 1.5 倍の 150 件まで増やすこととする。

③有料講座の開催

現在、自主事業として、有料でパソコン教室、健康教室、コミュニケーション講座を実施している。今後は、当事業の見直しも含め、財団の目的にあった講座で、魅力的かつ集客が望める講座の実施を検討していく。

4. ネットワークの強化

①各センターとの連携

県内各男女共同参画センターの連絡会議を年1回以上開催する。

また、県における中核センターとして、情報収集や情報提供の拠点となるように各センター間のネットワークを構築する。さらに、県外講師の活用や相談員研修事業等においても、相互に連携の上取り組んでいく。

②市町村との連携（出前講座等）

男女共同参画センターのない市町村と連携して、各地域の要望及びニーズにあった出前講座を開催する。また、女性の社会進出が少ない市町村に対しては、男女共同参画社会に関する学習・講座の開催等を積極的に働きかける。

③企業や大学等との連携

企業へは、賛助会の法人会員への加入を働きかけるとともに、各企業や大学と連携し、男女共同参画及びワークライフバランスの出前講座や講演会、シンポジウム等を共同で実施する。（年1回以上）

④女性団体との連携の強化

これまでも女性団体とは各事業の実施を通して連携を図ってきたが、「講座等企画団体助成事業」をとおして、女性団体等の事業をサポートしていく。

また、各地域において男女共同参画の理解を広げるため、女性の翼の会や地域の女性団体と連携し、地域における啓発講座等の講師として活躍できる人材を育成する。

5. 沖縄県男女共同参画センター「ているる」の指定管理団体としての役割

沖縄県男女共同参画センター管理運営団体の一員として、図書情報室の運営の充実を図り、男女共同参画に向けた調査研究（先進国、地域の各種事例の紹介など）や女性史資料展示事業に関する調査研究等を担う。

6. 活躍する女性の紹介

活躍する女性のロールモデルとして、各分野で活躍している女性を広報誌「ているるちゃんがいく」で継続して紹介する。（年2回程度）

第5章 後期計画（平成31年度～平成35年度）

1. 嘱託員について

おきなわ女性財団においては、「ているる相談室」を設け、女性相談、男性相談を実施している。全県を対象範囲とし、多岐にわたる相談に対応しているため、相談件数の増加に加え、内容も複雑化しており、専門性と経験が求められている。

しかしながら、相談員は特定の資格がなく、相談員の資質にばらつきがあるのが現状である。相談員の資質向上をはかるために、今後はケース会議や相談員養成講座の開催を検討する必要がある。

また、職員をはじめ事業担当の嘱託員についても研修機会の確保等により、専門性の向上を図っていく。

2. 今後の事業展開

沖縄県の「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」（平成29年3月）では、男女の地位の平等感では、「法律や制度上」では「平等」と回答した割合が高いのに対し、「社会通念・習慣・しきたり」「政治の場」等では「男性が優遇されている」と回答した割合が高い。

また、男女共同参画に関する用語の周知度では、前回から際だった改善が見られず、低い結果のままである。

男女共同参画社会の実現には、行政の取組に加え、住民にとって身近な暮らし、仕事の間である地域に根差した草の根からの取組が重要である。このため、民間団体、大学、企業など多様な主体と連携・協働により事業展開をすることで、男女共に多様な年齢層に向けて意識啓発の推進を図る。

県からの委託事業については、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的でより効果的な事業の実施を提案していく。また、公益財団法人として健全な運営を確保し、県民ニーズに合致した効率的・効果的なサービスを提供していく。

3. 財源の確保

①基本財産の適正な運用

公益法人制度改革により、資産運用について、自己責任の下に運用の自由度が高まった。低金利の状況下では、「預金等の流動性資産」や「国債等の公債」では、当概年度に必要な収入を確保することは困難であるので、少しでも運用利回りの

良い商品を購入している。

当財団は、3億9,374万7千円(H29年度末)の基本財産を運用し、現在は2億5,000万円を上限(H16は1億円、H18は2億円)に外国債を購入しており、平成16年11月から平成29年度末までの12年余りの間で約7,939万円(年平均567万円)の運用収益を得ている。

引き続き、運用リスクとリターンのバランスやその運用環境等(下記①～⑤)に配慮の上、運用の上限額の引き上げを検討していくこととする。

- ①財団運営の中長期安定化に寄与すること
- ②価格変動リスク管理が徹底していること
- ③法令・政省令・公益ガイドライン等と整合すること
- ④会計基準と整合すること
- ⑤資産運用に精通した人材を確保・育成していくこと

平成26年度の運用収益は921万6千円に対し、平成29年度の運用収益は493万4千円と428万2千円の差がある。運用益の変動を考慮した中長期的な収支計画の策定と事後評価の実施により、収支相償の原則を順守しつつ、持続的・安定的な運営を図っていく。

②賛助会員の増

賛助会員制度は、財団の発足当初から実施しており、賛助会費収入は財団の自主財源となっており、講座等企画団体助成事業や講師派遣事業を実施した。

平成29年度は、法人会員が37団体、個人会員が112名で会費収入は49万7千円と、平成25年度と比較し会員数で1.8倍、会費収入で1.4倍の増加が図られた。(平成25年度 法人会員13団体、個人会員68名、会費収入34万7千円)

しかしながら、特に個人会員において、会費未納による退会が多く見られることから、新規会員の獲得と共に既存会員に対しても継続加入を働きかける。

賛助会員へは広報誌の送付、自主事業における会員価格の設定を実施しているが、今後は、会員の要望を把握の上、魅力的な講座を開催するとともに、会員と非会員差別化を図ることにより会員増強を図る。さらに法人会員を獲得するために、理事長を中心に積極的に企業を訪問する。

組織強化月間を年2回設定し、会員数を平成35年度には平成25年度の2倍の162件まで増やすこととする。

③有料講座の開催

現在、自主事業として、有料でスマートフォン・タブレット教室、健康教室、コミュニケーション講座を実施している。財団の自立性や主体性を発揮できる事業については、積極的な事業の企画を行う一方、民間企業等が優位に実施できるものや他機関との類似事業については、見直しや再構築を図る。

4. ネットワークの強化

①各センターとの連携

県内各男女共同参画センターの連絡会議を年1回以上開催する。

また、県における中核センターとして、情報収集や情報提供の拠点となるように各センター間のネットワークを構築する。さらに、県外講師の活用や相談員研修事業等においても、相互に連携の上取り組んでいく。

②市町村との連携（出前講座等）

男女共同参画センターのない市町村と連携して、各地域の要望及びニーズにあった出前講座を開催する。また、女性の社会進出が少ない市町村に対しては、男女共同参画社会に関する学習・講座の開催等を積極的に働きかける。

③企業や大学等との連携

企業へは、賛助会の法人会員への加入を働きかけるとともに、各企業や大学と連携、協働し、男女共同参画及びワークライフバランスの出前講座や講演会、シンポジウム等を実施する。（年1回以上）

④女性団体との連携の強化

政策・方針決定過程への女性の参画や女性の地域リーダー育成を推進するために、女性リーダーや活動団体のネットワークを構築するとともに、女性自身がよりエンパワーメントできるよう「講座等企画団体助成事業」等により支援する。

5. 沖縄県男女共同参画センター「ているる」の指定管理団体としての役割

男女共同参画社会づくりの活動拠点としての機能や強みを十分にいかし、図書情報室の強化・充実を図る。管理運営団体の一員として、男女共同参画に向けた情報提供（先進国、地域の各種事例の紹介など）や女性史資料展示事業に関する調査研究等を担う。

6. 活躍する女性の紹介

女性活躍推進に関する先進的な取組事例やロールモデルとなる女性を広報誌「ているちゃんがいく」で継続して紹介する。(年2回程度)